

令和 8 年度事業計画書

犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現することは、県民全ての願いです。

当協会は、関係機関・団体・警察等との連携を一層強化し、県民の身近なところで発生している自転車盗などの窃盗事犯、幅広い年齢層に被害が広がっている特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺、子どもや女性の安全を脅かす犯罪等県下の治安情勢の課題に応じた被害防止対策を強力に推進するとともに、防犯ボランティア団体等の自主的な取り組みや、企業等による防犯 CSR 活動等の活性化を図るための各種事業を積極的に展開して、県民の防犯意識の更なる高揚に努め、安全で安心して暮らせる高知県づくりを推進します。

1 防犯思想の普及と犯罪防止活動の推進

(1) 地域安全活動の推進

ア 防犯団体等との連携の強化

各地区(町)地域安全協(議)会、タウンポリス、少年補導員、その他地域の自主防犯ボランティア団体などとの連携を強化し、自主防犯意識の普及・高揚と活動の実効性の向上を図る。

イ 「安全安心なまちづくりの日 高知県民のつどい」の開催

10 月 6 日に高知県警察との共催、県の後援による「安全安心なまちづくりの日 高知県民のつどい」を開催し、防犯功労者及び団体の表彰式又は表彰伝達式を行うとともに、大会宣言を採択するなど、県民の防犯意識の更なる高揚を図る。

ウ 令和 8 年全国地域安全運動の実施（10 月 11 日～同 20 日）

高知県警察と合同で、地域安全活動を強化するとともに、関係機関相互間の連携の緊密化により防犯意識の高揚と普及を図り、もって安心して暮らせる地域社会を実現することを目的に実施する。

特に運動期間中は、

- 自主防犯パトロール団体の青色回転灯等装備車による学校周辺パトロール等の通学路の見守り活動の強化
- 特殊詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺の被害防止対策の強化
- 警察等が行う児童に対する誘拐防止と不審者対応教室の支援などの活動を行う。

エ 薬物乱用防止活動の推進

県及び高知県警察と連携し、薬物乱用防止教室や地域で開催されるフェア

等において、薬物乱用防止のチラシ等を配布するなど、薬物乱用防止活動を支援する。

オ 子どもや高齢者、女性を犯罪から守るための活動の推進

(ア) 毎月第3木曜日(通称「三もく活動の日」)や長期休み明けの登下校日において、正門及び周囲通学路での見守り活動を行う。

(イ) 高知県警察や関係機関と連携し、子どもが犯罪被害に遭わないための安全利用啓発キャンペーンを実施し、地域社会の安全意識の向上を図る。

(ウ) 高知県警察や関係機関と連携し、DV(ドメスティック・バイオレンス)事案やストーカー事案等の未然防止対策を推進する。

(2) 自転車盗の被害防止対策と被害回復の促進

ア 迅速的確な自転車の防犯登録と防犯登録情報のデジタル化推奨による、盗難発生時の早期届出体制の整備及び被害回復対策を行う。

イ 自転車盗難被害防止キャンペーンなどの広報活動等による盗難被害防止対策を行う。

(3) 古物営業の適法適正な業務指導

古物営業者に対し、啓発資料を配付するなど、関係法令の遵守状況の確認及び実務上の適切な運営手法について指導・助言を行うことにより、消費者の保護や犯罪防止に努める。

(4) 相談と助言

各種犯罪被害防止に関する相談を積極的に受理し、高知県警察や関係機関と連携して迅速かつ適切に対応する。

(5) 各種防犯資器材の普及と各種訓練等の実施

ア 金融機関、コンビニエンスストア、量販店を対象とした強盗や女性や子どもを狙った性犯罪など重要・悪質な事件等に関する情報発信や地域住民参加型の防犯訓練や教育を通じ、危機意識と対応能力を高める防犯活動を行う。

イ 地域住民に防犯資器材の事例紹介や特殊詐欺撃退電話機器購入補助事業による経済的負担の軽減によって特殊詐欺被害の未然防止を図るための各防犯機能付き優良防犯電話の普及促進を図る。

(6) 広報啓発活動の推進

ア ポスター、チラシなどを配布し、広報啓発活動を支援する。

イ 高知県防犯協会ホームページ及び各種会議を活用した広報啓発を行う。

ウ 会報、防犯(臨時)情報の発信による広報啓発を行う。

2 少年の非行防止と健全育成活動

(1) 街頭補導等の活動

各地区での街頭補導や子どもの見守り活動等の機会を通じて、少年の非行と犯罪被害の未然防止、少年の健全育成を推進する。

(2) 「ふれあい少年サポート事業」の推進

高知県少年警察ボランティア協会や高知県警察と連携した「ふれあい少年サポート事業」を支援する。

(3) 自転車盗難被害防止モデル校の支援

中・高校生を対象とした鍵かけ運動や盗難被害防止グッズの無償提供等自転車盗難被害防止モデル校の支援を通じて少年の非行防止と健全育成を図る。

3 風俗環境浄化活動の推進

「高知県風俗環境浄化協会」として、高知県警察、関係機関等と連携し、善良な風俗を保持し、風俗環境の浄化並びに少年の健全育成を図るため、風営適正化法第39条第2項に掲げる事業を推進する。

(1) 委託契約事業の推進

ア 風俗営業管理者講習

風俗営業の適正化を促進するため、令和8年度の定期講習として、風俗営業第4号(ぱちんこ屋)の管理者に対して、県下4箇所(延べ5回)の管理者講習を行うほか、必要に応じて、処分時講習及び臨時講習を行う。

イ 許可申請に伴う現地調査

高知県公安委員会の委託を受け、高知・高知南・高知東警察署管内の風俗営業許可申請に対する調査業務及び風俗営業の構造変更申請の実地調査活動を行う。

(2) 適法健全な風俗営業の指導啓発

ア 苦情処理

風俗営業の健全化を促進するため、一般から寄せられる風俗営業所に関する苦情・相談・要望などについて、高知県警察等関係機関と連携し、適切に処理する。

イ 暴力排除

暴力追放高知県民センターと協力して、風俗営業者に対して、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律遵守を指導することにより、風俗営業における暴力団排除を図る。

ウ 禁止行為防止及び遵守事項厳守の啓発

- (ア) 高知県警察や関係機関・団体と協力のうえ、風俗営業者等に対し、禁止行為・遵守事項の指導啓発と少年指導委員の活動を支援することで、風俗環境浄化、風俗営業における少年健全育成を図る。
- (イ) 各種広報活動及び高知県防犯協会ホームページにより、高知県内の風俗関連事犯発生情報を発信することにより、県民による風俗環境浄化に対する意識を高めるとともに、違法営業に対する監視の目を強化することで健全な風俗営業を図る。
- (ウ) 毎月 10 日を「風俗環境浄化強化日」と設定のうえ、風俗営業者等に対し、啓発資料の配付等により、適法健全な風俗営業について指導啓発を行う。

4 防犯功労者及び団体の表彰

10 月 6 日の全国地域安全運動「安全安心なまちづくりの日 高知県民のつどい」において高知県防犯協会長等表彰の授与と四国防犯協会連絡協議会長等表彰及び全国防犯協会連合会長等表彰の伝達を行う。

(1) 高知県防犯協会長等表彰

- ア 防犯功労者（県防犯協会長・警察本部長連名）16 名
- イ 防犯功労団体（県防犯協会長・警察本部長連名）4～5 団体
- ウ 功労ボランティア表彰（県防犯協会長）数名

(2) 四国防犯協会連絡協議会長等表彰

- ア 防犯功労者（四防連協議会長・中国四国管区警察局長連名）6 名
- イ 防犯功労団体（四防連協議会長・中国四国管区警察局長連名）1 団体

(3) 全国防犯協会連合会長等表彰

- ア 防犯栄誉金章（全防連会長・警察庁長官連名）1 名
- イ 防犯栄誉銀章（全防連会長・警察庁長官連名）2 名
- ウ 防犯栄誉銅章（全防連会長）6 名
- エ 防犯功労団体（全防連会長・警察庁長官連名）1 団体
- オ 功労ボランティア団体（全防連会長）1 団体

5 防犯団体等が行う防犯活動に対する協力援助

- (1) 各地区(町)の地域安全協(議)会、ボランティア団体や学校が行う街頭補導活動、非行防止活動等の各種活動に対して防犯資器材や冊子・チラシ・広報誌の配布等により支援する。
- (2) 各種犯罪被害防止教室・訓練の開催、スポーツ等を通じた少年健全育成活動、少年の非行防止、被害防止等の保護対策を支援する。

(3) 青色回転灯等装備車両等防犯パトロール車の活動を支援する。

6 会議開催等

(1) 当協会主催の会議

- ア 令和8年度第1回理事会(5月1日)
- イ 令和8年度第1回(定時)総会及び第2回(臨時)理事会(5月21日)
- ウ 全国地域安全運動「安全安心なまちづくりの日 高知県民のつどい」(10月6日)
- エ 令和8年度第3回理事会(令和9年2月下旬)

(2) 他機関主催の県内会議

- ア NPO法人こうち被害者支援センター通常総会
- イ 「社会を明るくする運動」高知県推進委員会
- ウ 青少年育成高知県民会議総会
- エ 高知県少年警察ボランティア協会総会
- オ 高知県防犯設備協会総会
- カ 高知県金融機関防犯連合会理事会・総会
- キ 暴力追放高知・県市民総決起大会
- ク 高知県被害者支援連絡協力会定例会
- ケ 高知県安全安心まちづくり推進会議幹事会・総会
- コ 少年指導委員研修会

(3) 他機関主催の全国等会議

- ア 四国防犯協会連絡協議会総会
- イ 全国地域安全運動中央大会
- ウ 都道府県防犯協会専務理事・事務局長会議
- エ 風俗環境浄化事業運営管理者研修会